

東京大学薬学図書館利用規則

平成24年3月 7日 制定
令和 4年6月 8日 改正
薬学系研究科教授総会 承認

(目的)

第1条 この規則は、東京大学薬学図書館規則第6条の規定に基づき、東京大学薬学図書館（以下「薬学図書館」という。）の利用について、同規則に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(開館)

第2条 薬学図書館は、次の閉館日を除き開館する。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 年末年始（12/28-1/4）

2 薬学図書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 図書委員長は、特に必要と認めるときは、臨時に開館し、又は閉館することができる。

(開館時間外利用)

第3条 薬学系研究科・薬学部の教職員、研究員、学生その他図書委員長が必要と認められた者は、薬学図書館を開館時間外（以下「時間外」という。）に利用することができる。

2 薬学図書館の時間外の利用時間は、開館日の午前7時30分から午前9時及び午後5時から午後11時、閉館日の午前7時30分から午後11時までとする。

3 図書委員長は、特に必要と認めるときは、臨時に時間外の利用時間を変更することができる。

4 薬学図書館を時間外に利用する者は、ICカードにより入退館するものとする。

5 薬学図書館の時間外利用の範囲は、閲覧室内での資料の閲覧、検索及び複写とする。

(館内閲覧)

第4条 利用者は、薬学図書館の図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）を館内で閲覧することができる。但し、薬学図書館が特に指定した資料については閲覧を制限することができる。

2 本学の教育及び研究に支障をきたすおそれのある場合には、図書館資料の閲覧利用を制限することができる。

(館外貸出)

第5条 次の各号に掲げる利用者は、図書館資料の館外貸出を受けることができる。

- (1) 本学の学生、研究生等
- (2) 本学の教職員
- (3) その他図書委員長が認められた者

2 図書館資料の館外貸出冊数及び期間は、次のとおりとする。

資料種別	貸出冊数	貸出期間	備考
単行書	5冊以内	2週間	予約がない場合、貸出期間を2回更新することができる。 夏季、冬季休業中は長期貸出を行う。
雑誌	制限なし	新着雑誌 1時間 その他 2日間	

3 次の各号に定める資料は、館外貸出を行わない。

- (1) 貴重資料等
- (2) 参考図書
- (3) 学位論文
- (4) その他特に指定した図書館資料

第6条 図書館委員長は、特に必要と認めるときは、利用者に対して貸出中の図書館資料の返納を求めることができる。

(転貸禁止)

第7条 館外貸出を許可された図書館資料を他の人に転貸してはならない。

(複写)

第8条 利用者は、研究、教育又は学習を目的とする場合に限り、図書館資料の文献複写を申請することができる。

(ポスター印刷)

第9条 薬学系研究科・薬学部の教職員、研究員、学生その他図書館委員長が必要と認められた者は、研究、教育又は学習を目的とする場合に限り、プレゼンテーション資料作成用プリンタを利用することができる。

2 プレゼンテーション資料作成用プリンタの利用料金については、別に定める。

(参考調査)

第10条 利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、参考となる情報の提供又は関係図書館資料の調査について、薬学図書館に依頼することができる。

(相互利用)

第11条 薬学系研究科・薬学部の教職員、研究員、学生その他図書館委員長が必要と認められた者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、本学以外の図書館等の所蔵する資料の利用について、薬学図書館に依頼することができる。

2 前項の利用に要する経費は、依頼者が負担しなければならない。

第12条 薬学図書館は、本学以外の図書館等から、図書館資料の貸出又は複写の申込みがあった場合は、本学の利用に支障のない限りこれに応じるものとする。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第13条 図書館委員長は、薬学図書館の図書館資料のうち公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録され

ていると認められる図書館資料を所蔵する場合は、当該図書館資料について、東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(利用停止)

第 14 条 図書委員長は、この規則に違反し、又は薬学図書館職員の指示に従わない者に対して、薬学図書館の利用を停止し、又は退館を命ずることができる。

(賠償責任)

第 15 条 利用者は、利用中の図書館資料又は設備・備品等を故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第 16 条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第 17 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 6 月 8 日から施行する。